

# ホワイト化の受け入れについて<sup>1</sup>

大阪弁護士会 民暴委員会委員

弁護士法人中央総合法律事務所 弁護士 古川 純平

## 1 ホワイト化受け入れの意義

平成19年6月に「企業が反社会的勢力の被害を防止するための指針」（平成19年政府指針）を公表以来、反社会的勢力排除の取組が進められ、相当な効果を挙げています。各社では、その一環として、反社会的勢力、あるいはその疑いがある者とは取引を行わないという基本的な方針の下、これらの者からの契約の申込みがあっても、原則として拒絶している状況かと思われ<sup>2</sup>。

そのため、一旦、反社会的勢力あるいはその疑いがあるとの認定を受けてしまうと、実際には、反社会的勢力と無関係であるという者や、過去、反社会的勢力と取引等の関係を有したが、反社会的勢力との関係性が遮断された状態となった者（いわゆるホワイト化を達成した者）についてまで、取引から排除されることとなってしまいます。

このような現象は反社会的勢力排除という正当な目的の取組の副作用として発生するものではありませんが、本来排除を要しないはずの者が取引から排除され、その企業価値が致命的に毀損されたり、場合によっては企業生命を断ち切られるというような重大な副作用が、安易にやむを得ないものとして容認されるべきではありません。また、反社会的勢力排除の政策効果として考えても、反社会的勢力や反社会的勢力に転落しかねないような勢力が自ら反社会的勢力との関係を遮断し、正常な企業に更生した場合にも、これが正当に評価されず、結局取引社会への復帰を許されないとすれば、これらの者は反社会的勢力との関係遮断を図るべき動機付けを失い、かえって社会からの反社会的勢力の排除や減少を妨げることにもなりかねません<sup>3</sup>。

ホワイト化が受け入れられるようになれば、企業のホワイト化が促されることになり、結果的に反社会的勢力排除を促進することに繋がります。かかる観点から、ホワイト化受け入れを進めていくことは重要な意義を有すると考えています。

## 2 ホワイト化受け入れにあたって

ホワイト化した企業を受け入れる（取引を行う）といっても、どうやってホワイト化をしたと判断するのが大きな問題です。この点の判断が不十分であれば、監督官庁か

---

<sup>1</sup> ホワイト化については、第9回民事介入暴力対策全国拡大協議会大阪（2020年10月2日開催）において、金融機関や自治体のアンケート、ヒアリング等も踏まえた詳細な検討がされています。本論考では、当該検討の概要をお伝えするものです。

<sup>2</sup> 契約自由の原則の下、特段理由の説明もなく拒絶することは可能と整理されており、実務上は、「総合的判断」として拒絶していることが多いかと思えます。

<sup>3</sup> 注1の協議会資料のうち、谷口和大『企業の「ホワイト化」の目的』参照。

らの指導リスクやレピュテーションリスクも生じかねません。

もっとも、反社会的勢力と認定され、あるいはその疑義を有するに至る事例というのは多種多様であって、その事例毎に検討すべき要素は異なるため、一律の明確な要件というものを定めることはできません。むしろ、各事案毎に検討要素が異なる以上、その際の検討内容については、受け入れを判断する側の企業の個別判断にゆだねざるをえませんが、主に以下のような要素を事案毎に検討して判断をしていくことになるかと考えます<sup>4</sup>。なお、これらの考慮要素が存在することで直ちにホワイト化の要件を満たすということではなく、これらの要素を踏まえて受け入れ先企業において判断するということとなります。

- ① 第三者委員会の意見書
- ② ガバナンス委員会（いわゆる内部調査委員会）の意見書
- ③ 主要株主の変更
- ④ 役員等の入れ替え
- ⑤ 入札参加除外措置の解除
- ⑥ 暴追センターの責任者講習を受けていること
- ⑦ 暴追センターの賛助会員であること
- ⑧ 警察OBの採用
- ⑨ 証券取引ができていること
- ⑩ 他の銀行と取引ができていること

上記のような各要素を検討して、ホワイト化したと判断し、取引を再開したとしても、実際にはホワイト化していなかったということもありえます。そこで、再度反社会的勢力と疑われる事象が発生した場合には、調査の受け入れや、取引の解消が容易にできるよう、この点について、予め了承をする旨の書面を取得しておくことも重要です。

以上

\*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

\*禁転載

---

<sup>4</sup> 注1の協議会資料のうち、長谷川敬一「ホワイト化を判断する上での考慮要素」参照。